当別町地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、当別町地域公共交通活性化協議会設置要綱(以下「要綱」という。)第8条第1項の規定に基づき設置する当別町地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会(以下「分科会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

- 第2条 分科会は、次に掲げる事項の協議等を行うものとする。
  - (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃等に関する事項
  - (2) 分科会の運営方法その他分科会が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 分科会は、次に掲げる者のうち当別町地域公共交通活性化協議会会長(以下「協議会会長」という。)からの指名を受けた者により組織する。ただし、第4号に該当する委員については、道路運送法第9条第4項第4号の規定に基づき、当別町長からの指名を受けた者とする。
  - (1) 要綱第3条第2項第2号及び第3号に規定する委員
  - (2) 当別町及び札幌市の職員
  - (3) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
  - (4) 関係住民の意見を代表する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、要綱第5条に掲げる任期と同様とする。

(委員長)

- 第5条 分科会に委員長1名を置く。
- 2 委員長は、協議会会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、分科会を代表し、会務を統括する。

(分科会の運営)

- 第6条 分科会は委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 分科会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ

円滑な議事の運営に支障が生じると認めるときは、その一部又は全部を公開しない。

- 3 委員の招集が困難である場合等にあっては、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。 (協議結果の取扱い)
- 第7条 分科会において協議が調った事項について、分科会の構成員である 委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。 (事務局)
- 第8条 分科会の事務局は、要綱第9条に規定する事務局とする。 (その他)
- 第9条 この要領に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、 委員長が分科会に諮って定める。

附則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。